

J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社

媒 介 条 件 表

媒介の種類	手形貸付の媒介・証書貸付の媒介・ 極度方式基本契約の媒介	手形割引の媒介	売渡担保の媒介
媒介手数料の計算方法 (媒介手数料の割合を含む。)	貸付け金額 x 媒介手数料率 = 媒介手数料金額 媒介手数料率 = 5.00% (個別の契約により異なる場合があります。)		
媒介先の貸付利率 又は割引率	TIBOR 3ヶ月物/TONA+0.05%~10.00% (変動金利による貸付の場合) 1.50%~10.00% (固定金利による貸付の場合) (個別の契約により異なる場合があります。)	割引率 年 15.00% (個別の契約により異なる場合があります。)	実質年率 20.00% (上限)
媒介先の返済方式	一括返済、元利均等返済、元金均等返済、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済、その他契約で定める返済方式	一括返済	一括返済、元利均等返済、元金均等返済、自由返済、その他契約で定める返済方式
媒介先の返済期間	1ヶ月~360ヶ月 (契約により異なります。)	1ヶ月~6ヶ月 (契約により異なります。)	1ヶ月~360ヶ月 (契約により異なります。)
媒介先の返済回数	1回~360回 (契約により異なります。)	1回	1回~360回 (契約により異なります。)
貸金業務取扱主任者の氏名	加藤 政紀 中瀬古 有里子		
指定紛争解決機関	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター		

当社では個人顧客向け貸付けの媒介を行っておりません。

2024年3月